

「和を以て貴しとなす」の“意”

前号(654号)「公益通報制度」を受けて、昨年度の道標を再掲します。

「公益」とは何か?を考える一助にしてください。未来の守護者の教育のために!

聖徳太子が制定した十七条憲法の第一条にある有名な言葉です。こらは、「人々がお互いに仲良く、調和していくことが最も大事なことであるという教え」なのですが、『和』(調和)の精神とは、**体裁だけ取り繕ったものではなく、自分にも人にも正直に、不満があればお互いにそれをぶつけ合い、理解し合うということが本質です。**

この言葉を「とにかくカドを立てないで仲良くするのが一番大切」と、曲解してはいけません。興味深いホームページを見つけましたので、紹介します。

<http://takato112.blog80.fc2.com/blog-entry-243.html> より

■「憲法十七条」第1条の主旨

人はえてして派閥や党派などを作りやすい。そうなると偏った、かたくなな見方にこだわって、他と対立を深める結果になる。そのことを戒めているのだ。それを避けて、人々が互いに和らぎ睦まじく話し合いができれば、そこで得た合意は、自ずから道理にかなう、何でも成しとげられる—というのだ。**ただ「仲良く」ということではなく、道理を正しく見出すために党派、派閥的なこだわりを捨てよ、と教えているのだ。**

■これは、最後の条文、第17条と対応している。

「重大なことがらはひとりで決定してはならない。必ず多くの人々とともに議論すべきである。…(重大なことがらは) **多くの人々と共に論じ、是非を検討してゆくならば、その結論は道理にかなうものになろう**」このように重大事の決定に独断を避け、人々と議論するにしても、各人が党派や派閥的な見方にこだわっているのは、対立が深まるばかりで道理は到達できない。

★ 第1条も第17条も、討論や議論の効用を最大限に高く評価している。逆に言えば、議論をウヤムヤにして表面上の一致のみを求めるいわゆる「空気の支配」や同調圧力に対しては、最も批判的な立場が示されているのだ。

■そのことは第10条を見れば明らかだ。

「人が自分の意見と違うからといって、怒ってはならない。人にはみな心があり、心があればそれぞれ正しいと思う考えがある。…自分は聖人ではなく、相手が愚人でもない。共に凡人なのである。それゆえ相手が怒ったら、省みて自分の過失を恐れよ。…」

人は他人と意見がくい違ふと、えてして自分は「聖人」で相手は「愚人」のように思いがちだ。だが、聖徳太子は「共に凡人にすぎない」と喝破されている。冷静に考えると確かにその通りのはずだ。この世に完全無欠な人間などどこにもいない。それなのに、自分だけが完全無欠であると思いついておられるとしたら、それはよほどの思い上がった錯覚と言うべきだろう。

■では、そうした派閥的なこだわりを捨てるにはどうすればよいか。公正な議論によって道理にかなう結論を得るには何のためか。答えが第15条にある。

「私(わたくし)の利益に背いて公(公共利益)のために尽くすのが臣下たる者の勤めだ。およそ人に私心があれば必ず自他に恨みの感情が生まれる。恨みがあれば心からの協調ができない。協調ができなければ結局、私的な事情で公務の遂行を妨げることになる。…」

つまり**公共の利益こそその目的**ということになる。そして派閥的なこだわりを捨てるためには、まず私心を去る必要があるというのだ。